

1 継続的金銭消費貸借取引に基づく過払金返還請求権の一部が時効により消滅した場合、その消滅した債権を自働債権とし、上記金銭消費貸借取引の一部に関する貸金返還請求権（反訴請求債権）を受働債権とする相殺の抗弁は重複起訴禁止に抵触するか（消極）

2 上記相殺の抗弁を判決の主張欄で摘示しながらこれを判断しなかったことにつき、理由不備の違法があるとされた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成 27 年 12 月 14 日

【事 件 番 号】 平成 25 年（オ）第 918 号

【事 件 名】 不当利得返還請求本訴、貸金請求反訴事件

【裁 判 結 果】 原判決一部破棄差戻し

【参 照 法 令】 民法 508 条、民事訴訟法 142 条・312 条 1 項 6 号

【掲 載 誌】 裁時 1642 号 22 頁

LEX/DB 文献番号 25447648

事実の概要

X（本訴原告、上诉人）は、貸金業者である Y（反訴原告、被告人）との間で平成 8 年 6 月 5 日から平成 21 年 11 月 24 日までの間に行われた継続的な金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）により利息等の過払金が発生しているなどと主張して、不当利得返還請求権に基づき過払金等の返還を請求する本訴を提起した。これに対し Y は、本件取引は一連のものではなく、平成 8 年 6 月 5 日から平成 12 年 7 月 17 日までの取引（以下「第 1 取引」という。）と平成 14 年 4 月 15 日から平成 21 年 11 月 24 日までの取引（以下「第 2 取引」という。）に分けられるとした上、第 1 取引に基づく過払金返還請求権は時効により消滅したと主張して消滅時効を援用し、第 2 取引については貸金があると主張して、X に対し、貸金返還請求の反訴を提起した。この反訴に対し X は、上記本訴において第 1 取引に基づく過払金返還請求権が時効により消滅したと判断される場合には、上記反訴において、予備的に上記過払金返還請求権を自働債権とし、第 2 取引に基づく貸金債権（反訴請求債権）を受働債権として対当額で相殺すると主張し、原判決も、これを反訴における X の抗弁として摘示していた。そして原審は、本件取引は一連のものとはいえず、第 1 取引に基づく過払金返還請求権は時効により消滅したと判断したが、上記

相殺の抗弁に対しては何ら判断することなく、第 2 取引に基づく Y の反訴請求を認容した。これに対し X が上告したところ、本判決は以下のとおり判示して原判決を破棄し、東京高等裁判所に差し戻した。

判決の要旨

係属中の別訴において訴訟物となっている債権を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法 142 条の趣旨に反し、許されない（最高裁昭和 62 年（オ）第 1385 号平成 3 年 12 月 17 日第三小法廷判決・民集 45 巻 9 号 1435 頁参照）。しかし、本訴において訴訟物となっている債権の全部又は一部が時効により消滅したと判断されることを条件として、反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権として相殺の抗弁を主張することは許されると解するのが相当である。時効により消滅し、履行の請求ができなくなった債権であっても、その消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、これを自働債権として相殺をすることができるところ、本訴において訴訟物となっている債権の全部又は一部が時効により消滅したと判断される場合には、その判断を前提に、同時に審判される反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権とする相殺の抗弁

につき判断をしても、当該債権の存否に係る本訴における判断と矛盾抵触することはなく、審理が重複することもない。したがって、反訴において上記相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法 142 条の趣旨に反するものとはいえない。このように解することは、民法 508 条が、時効により消滅した債権であっても、一定の場合にはこれを自働債権として相殺をすることができるとして、公平の見地から当事者の相殺に対する期待を保護することとした趣旨にもかかなうものである。そうすると、原判決のうち被上告人の反訴請求を認容した部分は、上記相殺の抗弁についての判断がないため、主文を導き出すための理由の一部が欠けているといわざるを得ず、民訴法 312 条 2 項 6 号に掲げる理由の不備がある。

判例の解説

一 相殺の抗弁と重複起訴禁止について

1 問題の所在

本訴で請求している債権につき、これを別の訴訟で自働債権として相殺の抗弁を主張することが重複起訴禁止（民訴 142 条）に抵触するかについては、別訴が先に提起された後に相殺の抗弁が主張された場合（別訴先行型）と、相殺の抗弁が主張された後に別訴が提起された場合（抗弁先行型）とでそれぞれ問題になる。本判決の事案は前者に属するが、これについては、本判決も引用する最判平 3・12・17（民集 45 巻 9 号 1435 頁。以下「平成 3 年最判」という。）が、相殺の抗弁の主張は重複起訴禁止の趣旨に反し許されないと判示し、これが現在に至るまでのリーディングケースとなっている。この平成 3 年最判と本判決を比較した場合、相殺を主張したのが本訴被告ではなく本訴原告であり、かつ、受働債権が別訴ではなく反訴として提起されていること、自働債権が本訴請求債権の一部分であり、かつ、時効により消滅していると判断されていることが相違点として指摘できる。そして、本判決は、結論としては平成 3 年最判の例外としたものであるが、その理論構成については必ずしも明らかではない部分もある。以下では、平成 3 年最判及びその後の最高裁判決等と本判決との比較をもとに、その理論的根拠及び射程範囲を整理・検討する。

2 従来の判例の分析と本判決の位置づけ

平成 3 年最判は、相殺の抗弁を不適法とする理由として、「民訴法 231 条〔筆者注：現行法 142 条。以下同じ〕が重複起訴を禁止する理由は、審理の重複による無駄を避けるためと複数の判決において互いに矛盾した既判力ある判断がされるのを防止するためであるが、相殺の抗弁が提出された自働債権の存在又は不存在の判断が相殺をもって対抗した額について既判力を有するとされていること（同法 199 条 2 項〔筆者注：現行法 114 条 2 項〕）、相殺の抗弁の場合にも自働債権の存否について矛盾する判決が生じ法的安定性を害しないようにする必要があるけれども理論上も実際上もこれを防止することが困難であること、等の点を考えると、同法 231 条の趣旨は、同一債権について重複して訴えが係属した場合のみならず、既に係属中の別訴において訴訟物となっている債権を他の訴訟において自働債権として相殺の抗弁を提出する場合にも同様に妥当するものであり、このことは右抗弁が控訴審の段階で初めて主張され、両事件が併合審理された場合についても同様である。」としていた。この判旨からすれば、不適法としている最大の理由が、矛盾判断がされるおそれがあるという点に求められており、そして、これは本訴と別訴が併合審理されていても分離の可能性がある以上同様であるとして、徹底した不適法説に立っている点に特徴がある¹⁾。そして、このような徹底した不適法説によって判例・実務は固まるかにみえたが、その後の判例は、これとは逆に、同最判の例外となる場合を拡張していくことになった。その一つが、一個の債権の一部についてのみ判決を求めている旨を明示して訴えを提起している場合において、当該債権の残部を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、特段の事情が存しない限り許されたとした最判平 10・6・30（民集 52 巻 4 号 1225 頁。以下「平成 10 年最判」という。）である。同最判は、相殺の抗弁に関しては、相手方の提訴を契機として防御の手段として提出されるものであり、相手方の訴求する債権と簡易迅速かつ確実な決済を図るという機能を有するものであること、相殺主張の自働債権と別訴で請求している債権は実質的な発生事由を異にする別種の損害というべきものであるという点を主たる根拠としている。そして、平成 3 年最判との関係では、矛盾判断のおそれにつき、

明示的一部請求の場合における一部請求部分と残余部請求部分は別個の訴訟物を形成するもので、矛盾判断のおそれはないという点で例外を認めてよいと考えたものとみられる²⁾。もう一つは、本訴及び反訴が係属中に、反訴原告が、反訴請求債権を自働債権とし、本訴請求債権を受働債権として相殺の抗弁を主張することは、異なる意思表示をしない限り、反訴を、反訴請求債権につき本訴において相殺の自働債権として既判力ある判断が示された場合にはその部分を反訴請求としない趣旨の予備的反訴に変更するものとして許されるとした最判平 18・4・14(民集 60 巻 4 号 1497 頁。以下「平成 18 年最判」という。)である。同最判は、平成 3 年最判の不適法説の根拠のうち、本訴と反訴が併合審理されていても、後に弁論が分離される可能性がある以上、矛盾判断のおそれは消失しないとした点につき、予備的反訴であればおよそ弁論分離が許容されることはないこと、当事者(反訴原告)の合理的意思表示からすれば、反訴原告は、本訴で反訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁について既判力ある判断がされれば、その判断の対象となった額に相当する部分につき反訴で審判を求めるのは無益であるから、相殺の自働債権について既判力ある判断が示された以上は、当該部分については反訴での審判の対象とはしないことを当然の前提としていることを主たる根拠として、重複起訴の禁止の趣旨に反しないとしたものである³⁾。また、本判決は、本訴請求債権の一部を相殺の抗弁の自働債権として主張しているものである。このような相殺の抗弁の主張につき、大阪地判平 18・7・7(判タ 1248 号 314 頁)は、かかる主張は、本訴請求債権につき反訴において相殺の自働債権としない趣旨の条件付きの訴えの取下げがされたことになるとみるほかないが、本訴の取下げにこのような条件を付することは性質上許されないとした。

では、本判決は、これら従来の裁判例との関係でどのように理解すべきであろうか。まず、18 年最判との関係を検討すると、本件事案は、本訴の過払金返還請求権のうち、第 1 取引部分が時効により消滅すると認定された結果、第 2 取引の部分だけでは、いわゆる利息制限法による引直し計算をしても過払いが発生せず、過払金返還請求権ではなく貸金返還請求権が逆に発生することになったというものであるが、第 1 取引と第 2 取

引の一連性が否定された結果、客観的には同一である金銭消費貸借取引経過に対する法的評価が逆になったという点に特徴があり⁴⁾、本訴と反訴は、XとYとの金銭消費貸借取引の経過という事実関係において、極めて強い関連性または共通性を有する事案であったということに注目する必要がある。すなわち、同じ反訴型の事案である 18 年最判との関係でいえば、反訴原告等の合理的意思表示などの媒介項を経ずとも、第 2 取引に関する本訴請求と反訴請求が審理対象事実及び審理内容において極めて密接に関連する(裏腹の関係にある)事案であり、両者を分離することが実際上およそ考えられず、矛盾判断のおそれがまずないという事案であったという点に、平成 3 年判決の例外を肯定するポイントがあったと考えられよう。本判決が相殺の抗弁を適法とする中心的根拠として、「同時に審判される反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権とする相殺の抗弁につき判断をしても、当該債権の存否に係る本訴における判断と矛盾抵触することはない、審理が重複することもない。」としているのは、単に空間的に同時審判(併合審理)がされるというだけではなく、その審理内容においても同時審判(併合審理)が事実上強く求められることを前提に理解すべきではないかと考える。このように考えてくると、本判決は、平成 18 年最判に近似する面はあるものの、これとは別に、本訴と反訴の関係が密接不可分で、実際上およそ弁論の分離が考えられない場合に相殺の抗弁が適法とされた事例判決として意味を有するのではないかと思われる(本判決が 18 年最判を先例として引用していない点も上記解釈の根拠となろう。)。そして、第 1 取引に基づく過払金返還請求権が時効消滅したとしても相殺が可能であるとする民法 508 条の趣旨に本判決が言及しているのは、平成 10 年最判が言及する、相殺の担保的機能重視の観点を示したともいえるし、また、単純反訴では理論的にはなお弁論分離の可能性が残り⁵⁾、平成 3 年最判と抵触してしまうことから、矛盾判断や審理重複のおそれがないという手続法上の観点だけではなく、当事者の相殺に対する期待保護⁶⁾という実体法上の観点からも相殺の抗弁が適法であることを根拠づけようとしたものとも考えられよう。また、前記大阪地判との関係は、条件付き取下げが許されないとされている根拠が、訴訟係属が不明確に

なる点を懸念してのことであるとすれば、本判決のように、第1取引に基づく過払金返還請求権が時効消滅したと判断したことを条件として相殺の抗弁について判断する限り、訴訟係属が不明確になったり、審理の混乱が生じることはないとも考えられるから、相殺の抗弁の主張は適法という方向になろう（上記判決文の表現も、このような理解に沿うものと考えられる。）。このように本判決を理解した場合、第1取引部分に係る過払金返還請求権が時効によって消滅しておらず、かつ、第2取引に基づく貸金返還請求権の反訴が提起された場合に、第1取引に基づく過払金返還請求権を自働債権とする相殺の抗弁が許容されるかという点についても、本判決の趣旨が及ぶのではないかと考えられる。なぜなら、前記手続法上の観点からすれば、自働債権が時効により消滅しているか否かによって差異は生じないと考えられるし、実体法上も、本訴原告の相殺の期待を保護すべき要請が働くことは、自働債権が時効により消滅した場合と何ら差異はなく、第2取引と分断された、第1取引に基づく過払金額が認定されることを条件とする限り、矛盾判断や審理の重複も生じないと考えられるからである。

二 理由不備の判断について

絶対的上告理由としての理由不備（民訴法312条2項6号）の意義について、最判平11・6・29（判時1684号59頁）は、「主文を導き出すための理由の全部又は一部が欠けていることをいう」と判示し、さらに、原判決自体はその理由において論理的に完結しており、判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断遺脱は認められるものの、理由不備はないとした。この最判の判示内容は、単なる判断遺脱は理由不備には該当しないと厳格に解釈することで、上告理由を制限して最高裁判所の負担軽減を図った平成8年改正の趣旨を実現しようとしたものと評価されている⁷⁾。そして、同最判によれば、理由不備に該当するか否かは、原判決に記載された理由から原判決の結論が論理的に導かれるか否か、具体的には、訴訟記録ではなく原判決それ自体で理由の欠落が明白に認定できる場合か否かで判断されることになる⁸⁾。本判決も、この基準を適用して理由不備の違法を認めたものである。

三 補論（相殺適状に関する問題）

実体法上の問題であるが、本件における相殺の抗弁が認められるかを判断にするについては、この場合の相殺適状を貸付時とするのか、取引終了時とするのかによって結論が分かれる（取引終了時が相殺適状であるとした場合、民法508条の適用につき、時効消滅前に相殺適状にあることが必要と解すると、相殺の実体的要件が欠けることになる。）⁹⁾。この点については、最判平25・2・28（判時2182号55頁）が、民法508条が適用されるためには、消滅時効が援用された自働債権はその消滅時効期間が経過する以前に受働債権と相殺適状にあったことを要するとしている。

●——注

- 1) 最判解平成3年516頁〔河野信夫〕は、併合審理されていた場合も相殺の抗弁の主張が不適法となることにつき、不適法説の最大の理由が、裁判所間の判断の抵触により法的安定性が害されることを回避することにある、としている。
- 2) 最判解平成10年上659頁〔河邊義典〕。訴訟物の相違という点が前面に出されていることが特徴的である。
- 3) 最判解平成18年532頁〔増森珠美〕。
- 4) 継続的金銭消費貸借に基づく過払金返還請求訴訟の実務では、同一の客観的取引経過を前提に、取引の一連性を肯定する側から、それに沿った計算書が提出され、一連性を争う側からは、取引が分断された場合を前提とする計算書が提出されることが通例である。そして、双方とも、利息制限法に基づく引直しをして上記計算書が提出されるのが通例であるから、結局のところ、本訴請求と反訴請求は、取引の一連性に関する認定の相違を前提とした法的評価の対立を反映させたものに過ぎないともいえる。
- 5) 伊藤眞『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣、2011年）605頁。
- 6) 本判決に先立つ最判平25・2・28判時2182号55頁も、508条の趣旨を、当事者の相殺に対する期待を保護するという点に求めている。
- 7) 理由不備には該当しないが、当事者の主張が欠けている場合には、判断遺脱として再審事由とされたり（民訴法338条1項9号）、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反であるとして、職権により破棄差戻しとすることは考えられる。本文の最判平11・6・29は、かかる処理をしたケースである。
- 8) 宇野聡・リマークス21号134頁、136頁。
- 9) 澤野芳夫ほか「過払金返還請求訴訟における実務的問題」判タ1338号15頁、22頁。